

16～19 徴収関係各表

統計表を見る方のために

利用上の注意

この章は、平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

徴収関係各表の掲載内容は、次のとおりである。

16 国 税 徴 収

国税徴収状況

平成15年度の国税の徴収決定済額、収納済額、不納欠損額、収納未済額の状況を示したものである。

関係計数については次のとおりである。

$$\boxed{\text{徴収決定済額}} - \left[\boxed{\text{収納済額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} \right] = \boxed{\text{収納未済額}}$$

物 納 状 況

平成15年度の相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示したものである。

関係計数については次のとおりである。

$$\begin{aligned} (1) \quad & \left[\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[\boxed{\text{更正減等}} + \boxed{\text{取下、却下等}} + \boxed{\text{許可額}} \right] \\ & = \boxed{\text{許可未済額}} \end{aligned}$$

$$(2) \quad \left[\boxed{\text{許可額}} + \boxed{\text{前年度収納未済額}} \right] - \boxed{\text{収納済額}} = \boxed{\text{収納未済額}}$$

$$(3) \quad \left[\boxed{\text{前年度引継未済額}} + \boxed{\text{収納済額}} \right] - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

年賦延納状況

平成15年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税（所得税法第132条）の延納について、申請、許可、収納等の状況を示したものである。

関係計数については、次のとおりである。

$$\begin{aligned} & \left[\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[\boxed{\text{更正減等}} + \boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}} \right] \\ & = \boxed{\text{許可未済額}} \end{aligned}$$

17 国 税 滞 納

平成15年度の滞納の繰越、新規発生及び処理等の状況を示したものである。

関係計数については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{期首滞納額}} + \boxed{\text{新規発生滞納額}} - \boxed{\text{整理済滞納額}} = \boxed{\text{整理中の滞納額}}$$

18 振 替 納 税

平成 15 年分の振替納税（申告所得税）の状況を掲げたものである。

19 還 付 金

平成15年度の還付金（過誤納金を含む。）の処理状況を示したものである。